

平成28年第7回教育委員会会議記録

平成28年5月25日（水）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 平成28年度補正予算の意見聴取について
日程第 3 報告第1号 八雲町立学校における食物アレルギー対応指針の策定について
日程第 4 報告第2号 八雲町における女性職員の活躍の推進に関する事業主行動計画の策定について
日程第 5 その他

◎出席委員

教育長	田 中 了 治
委員	宮 田 千 秋
委員	松 永 正 実
委員	羽 田 圭 吾

◎欠席委員

委員	藤 内 智 子
----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	荻 本 和 男
学校教育課補佐	佐々木 裕 一
学校教育課総務係長	松 浦 真理子
社会教育課長	足 立 直 人
体育課長	浅 井 敏 彦
給食センター長	小 栗 由美子
教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日の出席委員は4名です。定足数の出席を認めます。よって平成28年第7回八雲町教育委員会議を開催いたします。本日の議案は、お手元に配布のとおり議案1件、

報告2件となっております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、羽田委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「平成28年度補正予算の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第1号平成28年度教育費補正予算の意見聴取についてご説明いたします。議案書1ページをお開き下さい。

本件は、平成28年第2回八雲町議会定例会に提案する「平成28年度教育費補正予算」については、去る5月16日開催の第6回教育委員会会議でご協議いただいたところですが、この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八雲町長から教育委員会の意見を求められたので、意見なしとするものであります。

2ページの歳入、へき地教員住宅交付金813万8千円及び3ページの歳出、教員住宅建設工事請負費1,917万円の補正予算要求内容については、第6回教育委員会会議でご協議いただいた内容と変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第1号 平成28年度教育費補正予算の意見聴取について の説明といたしますので、よろしくをお願いします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 ご異議がありませんので、議案第1号を原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 報告第1号

○教育長 日程第3 報告第1号「八雲町立学校における食物アレルギー対応指針の策定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号八雲町立学校における食物アレルギー対応指針の策定についてご説明いたします。

資料は、別冊で配布しております。

各地で食物アレルギーを有する児童生徒の学校給食による事故の報道がある中、この度、八雲町教育委員会では、北海道教育委員会の指導の下、「八雲町立学校における食物アレルギー

ギー対応指針」を策定いたしました。

本指針につきましては文部科学省及び北海道教育委員会が示しているものに準拠した形で、八雲町の状況なども加味しながらまとめたものです。

それでは内容について簡単にご説明いたします。

まず、資料の４ページ、八雲町教育委員会における食物アレルギー対応支援体制をご覧ください。

まず、教育委員会は病院や消防本部、関係各課、学校と連携した「八雲町立学校食物アレルギー対応連絡協議会」を設置し、町内の児童生徒の食物アレルギーの情報を共有するほか、特に重症と思われる事例などについては緊急事態が発生した場合の対応について共通理解を図ります。

また、各学校には「校内アレルギー対応委員会」を設置し、学校内の対応について共通理解を図るとともに、「八雲町立学校食物アレルギー対応連絡協議会」との連携を密にすることとします。

５ページからは、八雲町の対応、学校の対応について示しておりますが、基本的にアレルギーを有する児童生徒が就学する場合は、保護者と十分に面談し、配慮を望む場合には主治医の指導を受けながら「学校生活管理指導表」を提出いただき、この管理指導表をもとに対応をすることとなります。

具体的な対応といたしましては、１２ページから記載の通りです。

学校給食では、基本的にセンターの調理能力、施設設備の状況からアレルゲンの除去食や代替食の対応はできないことから、アレルゲンの含まれている献立の場合は、学校保護者双方に「アレルゲン表」を配布し、原因食品を摂取しないよう学校及び家庭が児童生徒に指導を徹底することになります。

また、アレルゲン食品目が多くて、給食の大半を食べられない場合には弁当持参も可能とします。

教室での対応は、１３ページからですが基本的にアレルギーをもつ児童生徒がアレルゲン食品を摂取することはもちろんのこと、接触もしないように配慮することとして示しております。

また、給食ばかりではなく、家庭科の調理実習、学校行事、宿泊を伴う学習の際にも同様の配慮をするように示しております。

また、１５ページには緊急時のマニュアルも掲載しております。

１６ページ以降は各種様式、２３ページからは参考資料を添付し、４月には学校に示しております。今後各学校でできるだけ早くこの指針に沿った運用が図られるよう指導・助言をしてまいりますこととしております。

以上、報告第１号 八雲町立学校における食物アレルギー対応指針の策定について ご説明いたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○宮田委員 教育長。

○教育長 宮田委員。

○宮田委員 連絡協議会の説明がありましたが、メンバーはもう決まっていますか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 資料の 4 ページに記載の関係各機関からそれぞれの代表を出していただくこととなりますが、まだこの協議会を立ち上げておりませんので、個人名はまだ確定しておりません。

○宮田委員 教育長。

○教育長 宮田委員。

○宮田委員 アレルギーを持っていない子どもたちは、意外と軽くみていると思いますが、当事者にしてみれば大変なことだということを、やはり頭の中に置いて十分な対応をしていただければと思います。

○教育長 よろしいですか。他にございませんか。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 昨日資料を見させていただきましたが、連絡協議会も含めて学校教育課や学校教職員などを含めて大人はすごく公然と対応していますが、アレルギーを持った子どもと同じクラスの子どもたちに対して、アレルギーに対する啓発や理解を深める取組を行うことも大切ではないかと思えます。

小学生や中学生であれば、そういうことに無頓着で、そのことをきっかけに嫌な思いをするかもしれない。そういう面でも配慮をするべきではないかと思えます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 先ほどの宮田委員の意見とも関連してくると思えますが、こういったものについて、単なる食べ物の好き嫌いのレベルではなく、摂取できないことがからかいやいじめにならないよう学校現場の中でも相手を理解する教育を学級の中でアレルギーのない子どもに対しても指導の徹底を図るよう努めてまいります。

○教育長 小栗学校給食センター所長、特に栄養教諭については、学校での指導の場面もあろうかと思えますので、そのことにも触れて子どもたち全員が理解できるような対応をしていただきたいと思います。同じく、野口所長もお願いいたします。

他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、報告第 1 号は報告済みといたします。

◎日程第 4 報告第 2 号

○教育長 日程第 4 報告第 2 号「八雲町における女性職員の活躍の推進に関する事業主行動計画の策定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第2号八雲町における女性職員の活躍の推進に関する事業主行動計画の策定についてご説明いたします。

議案書5ページをお開き下さい。

昨年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる女性活躍推進法は、女性の職業生活を後押しすることによって、諸問題・社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現する事を目的としており、法第15条で国・地方公共団体の各機関は「事業主行動計画」を定める事が義務付けられております。この行動計画は任命権者毎に定めるものですが、採用から配置・育成、登用などが一体的に行われている場合は連名で策定する事も可能であることから、教育委員会も八雲町の各執行機関と連名で「八雲町における女性職員の活躍の推進に関する事業主行動計画」を策定したものです。

6ページの別紙をお開き下さい。

1の「計画期間」ですが、本年4月1日から平成33年3月31日迄の5年間としております。

2の体制整備については、本行動計画のための協議会等の組織は設けず、組織全体で点検・評価等の協議を行うこととしております。

3で具体的な数値目標及び目標達成のための取組みを設定しております。

(1)は、育児休業等を取得しやすい環境の整備で、7ページに記載のとおり具体的な取組みを設定し、「配偶者出産休暇」の取得率50%。「育児参加のための休暇」の取得率20%を目標数値としております。

(2)は、年次有給休暇取得の促進で、平成32年度までに平均取得率を30%まで向上させることを目標数値としております。

(3)は、女性職員のキャリアアップ支援で平成32年度までに、管理的地位にある女性職員の割合を25%に引き上げる事を目標数値としております。

8ページ・9ページには、それぞれの目標を設定した理由及び数値の設定根拠、今年度の取組み予定を記載しておりますので、後ほどご一読下さい。

なお、本計画は教育委員会事務局職員を対象としておりますが、道費負担教職員については、道が策定した行動計画に含めて取り扱うこととなっておりますので申し添えます。

以上、報告第2号八雲町における女性職員の活躍の推進に関する事業主行動計画の策定についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○宮田委員 教育長。

○教育長 宮田委員。

○宮田委員 有給休暇の取得率を30パーセントという目標設定は低いように思うのですが、前年度が21.89パーセントだからそのようにしたのでしょうけれども、官公庁であれば初

年度 20 日、次年度 20 日、合わせて 40 日と考えれば 12 日しか取れないことになりましたが、他の機関であればもっと多いような気がするのですが、どうなんでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 確かに宮田委員がおっしゃるとおりなんです、如何せん取得率ももっと低いと、現実 21.89 パーセント程度しか取れていないと、これを今の体制のまま目標数値を高くしても絵に描いた餅に終わってしまいます。むしろ実現しやすい数値目標を設定してそこを具体的な取組も含めて、できることをやって少しでも増やしていくということが今回の趣旨となっております。これから取得率向上に向けて継続的な取組を行っていかねければならぬと考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○宮田委員 教育長。

○教育長 宮田委員。

○宮田委員 あくまでも目標が 30 パーセントですから、それ以上取っても構わないということですからね。わかりました。

○教育長 よろしいですか。他にございますか。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 先ほどの学校教育課長の説明の補足のところですが、道職員については道の作成した行動計画に含めてということでしたが、それは教職員ということでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 道費の教職員ということです。

○羽田委員 わかりました。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 それではご異議がありませんので、報告第 2 号は報告済みといたします。

◎日程第 5 その他

○教育長 日程第 5 その他について何かございますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これもちまして、平成 28 年度第 7 回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前 10 時 21 分】